

# 三重県国土利用計画審議会議事録

日時：令和8年2月16日（月）10：00～11：00

場所：三重県吉田山会館第206会議室

## 出席委員

大八木 麻希	四日市大学環境情報学部教授
西藤 真子	桑名商工会議所議員
坂上 優子	公益社団法人三重県緑化推進協会
鈴木 温	名城大学理工学部教授
藤川 和彦	自然観察指導員三重連絡会
前田 直人	不動産鑑定士
松本 しのぶ	三重県農村女性アドバイザー
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科教授
吉田 正木	三重県林業経営者協会副会長兼常任世話人

（50音順）

## 1 開会

### (事務局)

- ・ 三重県国土利用計画審議会運営規程第7条に定めるWeb会議システムによって出席の委員及び後に選出される会長を含め、委員12名中9名の出席があるため、三重県国土利用計画審議会条例第5条第2項に定める審議会開催の要件を満たしており、本審議会は成立している。
- ・ 本日の審議会は、就任後初の開催であり、審議会の所掌事務や土地利用基本計画の概要、今後の予定等を説明させていただく。個別具体的に審議いただくような案件はないが、委員の皆様からの幅広い意見や不明点等があれば、ご発言いただきたいので、よろしくお願ひしたい。
- ・ 地域連携・交通部は地域経済について、市町と連携を図りながら行う事業を所管。また最近報道にもあるライドシェアやリニア関係の交通分野についても所管しており、幅広い取り組みを行っている。
- ・ 水資源・地域プロジェクト課について、水資源という部分では、三重県の宮川において流量を回復するような取り組みや渇水対策、地域プロジェクトという部分では、木曾岬干拓地の計画や整備、土地利用という部分では国土利用計画法に基づく取り組みをそれぞれ所管している。

## 2 委員の紹介

- ・ 出席委員9名、欠席委員3名を紹介。

(Web出席)	四日市大学環境情報学部教授	大八木 麻希	様
(出席)	桑名商工会議所議員	西藤 真子	様
	公益社団法人三重県緑化推進協会	坂上 優子	様
	名城大学理工学部教授	鈴木 温	様
	自然観察指導員三重連絡会	藤川 和彦	様
	不動産鑑定士	前田 直人	様
	三重県農村女性アドバイザー	松本 しのぶ	様
	三重大学大学院工学研究科教授	三宅 諭	様
	三重県林業経営者協会副会長兼常任世話人	吉田 正木	様
(欠席)	三重交通株式会社取締役不動産営業部長	大久保 喜代司	様
	自営業	西口 茉実	様
	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会副会長	富士松 洋也	様

- ・ 附属機関の会議は三重県国土利用計画審議会運営規定第4条に基づき原則公開とするが、本日は傍聴者がいないためそのまま議事を進行する。

### 3 議事

#### (1) 審議会の運営について

- ・ 事務局より資料1について説明。
- ・ 過去の審議会の開催状況としては令和4年が最後となっているが、開催されていない年については三重県国土利用計画審議会専決基準に基づき、会長専決として計画図の変更を行っている。

#### (2) 会長・職務代理者の選出について

- ・ 三重県国土利用計画審議会条例第4条に基づき、三宅委員を会長として選出。
- ・ 三重県国土利用計画審議会条例第4条第3項に基づき、前田委員を職務代理者として指名。
- ・ 三重県国土利用計画審議会運営規程第5条に基づき、前田委員と坂上委員を議事録署名者として指名。

#### (三宅会長)

- ・ 国土利用計画は最上位の計画であり、国土形成計画法と国土利用計画法が全国としては大きな計画だが、その中で三重県のことを扱っていくのがこの国土利用計画審議会という場である。
- ・ 土地利用においてはたった5つのパターンの地域にしか分けていない。そのことについては良い面も悪い面も多々あり、疑問に感じることも多いと思われる。ただ細かく一つ一つの小さな地域を見ていくには限界があるため、大きな方向性を定めていくのが国土利用計画である。
- ・ 審議会はその方向性についてチェックしていくような場になるのが良いと思われる。議事を進行しながら皆様の意見を取りまとめていけるようにしたいと思うので、わからないことも含め、ご質問ご意見等たくさんいただけるよう、よろしくお願ひしたい。

#### (3) 審議会の所掌事務等について

- ・ 事務局より資料2について説明。
- ・ 国土利用計画法は、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。
- ・ 国土利用に関する基本構想を示したものが「国土利用計画」であり、国が定める「全国計画」、都道府県及び市町村がそれぞれ定めることのできる「都道府県計画」「市町村計画」といった3種類の計画で構成されている。

- ・ さらに都道府県は国土利用計画を基本とする「土地利用基本計画」を定めることとなっており、その中で都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を定めている。また、この計画に即する形でそれぞれ五つの地域に都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別規制法による土地利用規制の措置が講じられる。
- ・ 土地利用の規制に関する措置として、一定面積以上の土地取引の利用目的を都道府県知事が審査し、必要に応じて勧告を行う「事後届出制」、注視区域・監視区域を指定し、土地取引前に価格等の審査を行う「事前届出制」、規制区域を指定し、知事の許可が必要となる「許可制」といった4つの制度が規定されている。
- ・ 昭和49年の法制定以前の制度では各個別法による観点で土地利用の在り方を定めていたが、土地利用形態の大きな変化や土地需給の逼迫による競合について個別法では対応しきれていなかった。そのため総合的な見地から土地利用を調整する国土利用計画法が制定され、その土地利用に関する計画として「土地利用基本計画」が創設された。
- ・ 土地利用基本計画は大きく「計画書」と「計画図」で構成。「計画書」は土地利用の調整等に関する事項を記した文書であり、「計画図」は五地域を地形図上で記した図面である。
- ・ 計画図の変更については、個別法に基づき十分に審議がなされていること、また、計画そのものを変更するものではないことから、効率的な運営を図るために対面形式による会議を行わず、三重県国土利用計画審議会運営規程第6条及び三重県国土利用計画審議会専決基準に基づき、会長による専決という形を取り、委員の皆様には報告事項としている。

#### (4) 「計画図」の見方について

- ・ 事務局より資料3について説明。
- ・ 令和7年4月10日付の計画図の変更及び令和6年4月18日付の計画図の変更資料を抜粋し、農業地域及び森林地域の縮小と拡大について資料の見方を説明。
- ・ 計画図の変更は各種個別規制法に基づき、必要な審議や協議といった手続きを経て、区域の変更がなされたことから、県庁内の関係課より土地利用基本計画の変更案件として上がってきたものである。
- ・ 補足資料は国土交通省が管理・運営する、全国の土地利用基本計画図をLUCKYというシステムで電子化したもので、インターネットで公開されてい

る。衛星写真や現地の写真を撮影したものを載せており、会長専決の際はこのような資料を送付する。

#### (5) 「計画書」の変更について

- ・ 事務局より資料4について説明。
- ・ 令和5年7月に国土交通省において第6次国土利用計画（全国計画）が閣議決定されたことから、その全国計画を基本として定めている三重県土地利用基本計画の「計画書」の改定を令和8年度から9年度にかけて予定しており、現段階でのスケジュール案を提示。
- ・ 三重県の土地利用基本計画においては国勢調査、農林業センサス等の基礎調査の数値を利用しており、令和8年にそれらの実施結果が公表されることから、数値を計画書に反映することとしている。

### 質疑応答、意見交換

#### ●太陽光施設の設置に係る森林地域の除外について（資料3の3頁に係るご質問）

##### （吉田委員）

- ・ 太陽光発電の設置に伴い森林地域から除外されたという点について、これは太陽光の施設が完成し、その届出が終わった際にすべて森林地域から外れているのか、必ずしもそうではないのか。
- ・ 太陽光等の施設を森林地域内に設ける場合、残置森林等があると思うが、そのあたりの扱いはどのようなになっているか。

##### （事務局）

- ・ 現時点ですべてを森林地域から外している状況ではなく、個別規制法の森林法等の手続きが完了となり、水資源・地域プロジェクト課にその案件が上がってきた段階で順次、森林地域から除外する作業を行っている。そのため現時点で現況が太陽光施設として森林地域に残ってしまっている部分もあるが、その点については個別規制法の部署と連携して対応していきたいと考えている。
- ・ 残置森林の扱いについては水資源・地域プロジェクト課が所管外のため詳しく把握できていないが、担当部署と連携して土地利用基本計画の整合性を図っていきたいと考えている。

**(事務局：補足)**

- ・ 残置森林の関係について、開発に伴い、残すべき緑地というのが決まっていると思われる。各開発の段階において、その法に照らし合わせた規制によって管理部署と計画の議論を行うため、当該エリアの中には必要な残置森林は残っているという認識である。

**●亀山市みずきヶ丘の縮小について（資料3の2頁に係るご質問）**

**(前田委員)**

- ・ 亀山市みずきヶ丘が農業地域から除外されるという計画変更について、この住宅団地は10年ないし20年前に開発された団地であり、非線引きで用途地域の指定なしという形だったと思うが、それは用途地域の指定がされるから除外されるのか。開発許可がされる際に除外されるものというイメージがあったため、農業地域から除外されるタイミングとしてはどのようなようになっているか。

**(事務局)**

- ・ 今回の農業地域について、結論としては用途地域を指定するために除外を行ったものである。
- ・ 用途地域を指定する上で農業地域が指定されたままの場合、その指定ができないため、まず土地利用基本計画図上の用途地域を除外し、その後用途地域を指定する流れとなっている。
- ・ 今回、用途地域の指定を新たに行いたいということで案件が上がってきたため、農業地域の指定を除外させてもらった。

**●農業地域の変更の運用とタイミングについて**

**(藤川委員)**

- ・ 例えば住宅を建てるということで農地転用を行い、書類が整理され、転用の許可がされた。ただ、実際には10年15年ほど経過しても宅地という形にはなっていない。農地転用はされたものの、その当初の目的が履行されていない、実施されていない場合は、国土利用計画法における変更としてはどのような形になっていくのか。
- ・ 国土利用計画法における変更のタイミングとしては農地転用された時点での変更となるのか、あるいは現況を見て農地としての利用を見込めないという時点での変更となるのか。

### (事務局)

- ・ 農地転用してからしばらく宅地造成がされていないという実態は様々な地域で多く存在している。
- ・ 土地利用基本計画は大まかな土地の方針や利用の方針を定めているものであり、今後農地転用をした際に宅地以外の利用の可能性のあるような場合には、その可能性があるということを見込んで、農業地域をしばらく外さないというのも実態としてよくある。
- ・ 今回のみずきヶ丘に関しては明らかに農業利用の可能性がなくなり、住宅団地として将来的にこの先も利用が続いていく可能性があるという判断に至ったため、このタイミングで農業地域から除外となった。全体的な農業地域の除外のタイミング等については個々の事例によりけりだが、将来的な利用の可能性という観点から除外や拡大というものを行っていくのが運用の方針である。
- ・ 例えば工業団地として開発が正式に許されたため除外するというような、現況が変わる前の段階において土地利用基本計画図の変更となる場合もある。個別規制法のそれぞれの手続きの状況によるため、基本的にはある程度、確定した段階での変更にはなるが、明確にこのタイミングでの変更ということではなく、個別規制法（各担当部署）との連携を通じて判断し、随時土地利用基本計画図の変更を行っていくことになっている。

### (三宅会長)

- ・ 変更のタイミングはなかなか難しい。説明の中で何度も個別法の話が出てきたが、五つの地域に即した法律の中で、先に届出をすべきなのか、許可を取ってからなのか、あるいは届出だけで済む場合もあるのか等、いろいろと複雑である。これが五つの法律で運用していることの難しさであるが、逆にそれが柔軟な部分でもあり、その柔軟な部分が先程の個々の案件によって違う対応になっていくということである。

## ●土地利用基本計画（計画書）の変更内容について

### (坂上委員)

- ・ 参考資料（三重県土地利用基本計画）12頁の道路の記載内容について、現在の三重県内の道路は車中心で考えられているが、地球温暖化防止、自転車利用による二酸化炭素削減促進、歩道の整備等による高齢者への配慮といった点からも、もう少し歩行者優先で自然調和の観点が盛り込まれた内容になっていくのか。

**(事務局)**

- ・ 計画書の変更内容としては個別具体的な形にはならないという認識である。
- ・ 道路に関しては地球温暖化等の問題がいろいろとあるが、安全面については一管理者として必要な舗装や整備を実施しつつ、自然との調和を図りながら利用を促進するというような趣旨がある。
- ・ 結論として、計画書にそれぞれの事案については細かく記載しづらい。ただ、いろいろな道路のあり方というご意見は重要と捉えている。

**(坂上委員)**

- ・ 道路整備において、自然豊かなゆったりとした歩く道、自転車専用の道の確保というものがあると良いと思う。

**(事務局)**

- ・ 個別の具体的な計画、その検討においては、地域の皆様の声や学識経験者等、有識者の皆様からの意見を踏まえながら対応していく。

**4 閉会**

**(事務局)**

- ・ 本日の審議会の議事録については、作成後、前田委員と坂上委員に署名をいただいた上で各委員の皆様へ配布する。
- ・ 現在、三重県土地利用基本計画の計画図変更を予定しており、会長専決の後、報告事項として各委員の皆様へ資料を送付する。

署名 前田直人

---

署名 坂上優子

---